

東北大学職員組合 第2回憲法学習会

「表現の自由」について

一緒に考えませんか？

日本国憲法の第21条第1項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とうたっています。「表現の自由」です。表現の自由あってこそ民主主義です。

でもこの間、中国・韓国との領土問題を背景として、「〇〇人を殺せ」というような過激な右翼的主張をするデモが行われています。また他方では、自民党が出している憲法改正案を見ると、現在以上に、表現の自由を大きく規制しようとする内容が盛り込まれています。

みなさん、現行憲法で保障されている「表現の自由」の意義についてあらためて学ぶとともに、極端・過激な政治的主張をとまなう表現行動などが行われている場合、我々がどのような姿勢で臨むことが良いのかについて、いっしょに考えませんか？

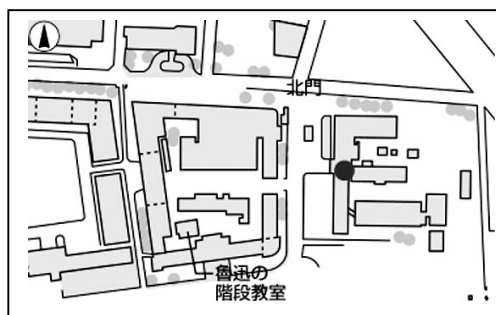
☆と き： 2013年5月14日（火）

18:30~20:00

☆ところ： 片平キャンパス 多元研

反応化学研究棟1号館3階 会議室

☆講師： 野呂 圭弁護士（仙台中央法律事務所）



会場案内

- ・ 北門を入れて左手（左の地図中の黒丸）の建物の3階、階段/エレベータの前の部屋です。

どなたでも参加自由、無料です。

東北大学職員組合 〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1

内線片平 (91) 5029 tel 022-227-8888 fax 022-227-0671

info@tohokudai-kumiai.org <http://tohokudai-kumiai.org/>